

# PersLabご利用条件

## 第1章 基本的合意

### 第1条 (目的)

お客様（以下、甲といいます）は、第2条の規定に従い、株式会社 WonderLife（以下、乙といいます）との間で PersLab サービス（以下、本サービスといいます）に関する契約（以下、本契約といいます）を締結することにより、本サービスを利用することができます。

### 第2条 (本契約の成立)

1. 甲は、本契約の内容に同意の上、本サービスの利用申込書（以下、利用申込書といいます）に必要事項を記入し、乙に対して本サービスの申込（以下、本申込といいます）を行うものとします。
2. 甲が、乙に対して入会金等を支払い、入金があった日をもって本契約は成立するものとします。
3. 乙は、次のいずれかの場合には、本申込を承諾しないことがあります。
  - (1) 乙の定める申込み条件が満たされていないとき。
  - (2) 甲が、当該本申込にかかる本契約上の義務を怠るおそれが明らかであるとき。
  - (3) 利用申込書に虚偽の事実が記載されたとき。
  - (4) 甲が料金等（第5条に定義します）の支払いを怠るおそれがあるとき。
  - (5) 第22条（反社会的勢力との関係排除等）に違反する事実が判明したとき、またはそのおそれがあると乙が判断したとき。
  - (6) その他乙の業務の遂行上著しい支障があると乙が判断したとき。

### 第3条 (契約期間)

本契約期間は、サービス利用開始日から1年間とします。以後、1年毎の自動更新とし、甲は乙に対して更新手数料（入会金の半額）を支払いサービスの利用を継続するものとします。

### 第4条 (本申込のキャンセル)

甲は、本申込をキャンセルする事はできないものとします。

### 第5条 (会社名等の変更)

甲は、甲の会社名、商号、または住所等に変更があったときは、速やかに書面によりその旨を乙に通知するものとします。

## 第2章 料金および支払い

### 第6条 (料金等)

1. 甲は乙に対し、利用申込書に記載された本サービスにかかる料金および別途乙が定める本サービスの実施に要する費用（以下、料金等といいます）を、別途定める支払い方法にて支払うものとします。
2. 甲は、月中において本契約が開始、解約または終了する場合であっても、当該月の本契約の料金等の全部を支払うものとします。
3. 理由の如何を問わず本契約が効力を失った場合といえども、乙は、甲より一旦支払われた料金等を甲に返金しないものとします。

### 第7条 (消費税)

1. 料金等にかかる消費税等については、消費税法、地方税法その他関連法令に基づき甲が負担するものとします。
2. 消費税等に関する税率の変更があった場合は、当該変更の実施後に甲が乙に支払う料金等について、変更後の消費税等を適用するものとします。

### 第8条 (支払遅滞)

甲が料金等の支払いを遅延した場合には、支払期日の翌日より当該料金等の完済日まで、当該料金等に年14.6%の割合を乗じた遅延損害金を乙に支払うものとします。

### 第3章 本契約の終了

#### 第9条 (本契約の終了)

1. 甲は、乙所定の方法にしたがい、書面による通知をすることにより、本契約を終了することができます。この場合において、当該通知が乙に到達した日の属する月の翌月末日をもって本契約は終了するものとします。
2. 乙は、60日前までに書面による通知をすることにより、本契約を終了することができます。

#### 第10条 (本契約の解除)

1. 乙は、甲が次の一にでも該当した場合、何らの催告も要せず本契約の一部または全部を解除することができるものとします。この場合、甲は乙に対して、乙に生じた損害を賠償するものとします。
  - (1) 手形または小切手等が不渡りとなり、あるいは金融機関から取引停止の処分を受けたとき。
  - (2) 営業の取消処分を受けたとき。
  - (3) 仮差押、仮処分、強制執行等の処分を受けたとき。
  - (4) 破産、特別清算、民事再生または会社更生手続きを申し立てられ、または自ら申し立てたとき。
  - (5) 解散の決議をし、または他の会社と合併したとき。
  - (6) 支払期限が経過しているにもかかわらず、料金等その他甲が負担すべき金員の支払いがなされない場合。
  - (7) 前各号の他、経営状態の悪化が認められるとき。
  - (8) 第22条（反社会的勢力との関係排除等）に違反し、またはそのおそれがあると乙が判断したとき。
  - (9) 本申込およびその他の手続きにおいて乙に対して虚偽の事項を通知したことが判明した場合。
  - (10) 本契約に違反したとき。
2. 前項のいずれかの事由が生じた場合、乙の通知または催告を要せず、甲は当然に期限の利益を喪失し、ただちに債務の残額全部を一括して乙に対し現金にて支払うものとします。

### 第4章 本サービス

#### 第11条 (本サービスの機能および制約条件)

1. 本サービスは、甲が文章、画像等をインターネット経由で乙が管理するサーバにアップロードし、Webサイト上で閲覧を可能とするものです。
2. 乙は、本サービスを利用するために必要となる通信機器、ハードウェア類およびインターネット接続環境その他の制約条件（以下、システム条件といいます）を指定することがあります。ただし、本項に基づく乙によるシステム条件の指定は、本サービスが支障なく利用できることを乙が保証するものではありません。システム条件は、甲自らが準備し、またはその適否を確認する必要があり、通信費用等システム条件を満たすための費用は甲が負担するものとします。
3. 乙は、本サービスが、すべてのウェブブラウザ、OS、端末等およびそれらのアップデートについて対応することについて保証しないものとします。

#### 第12条 (IDの使用と管理)

1. 乙は、本サービスを提供するにあたり、甲が本サービスを利用するために必要なID（以下、IDといいます）を、甲に対して発行するものとします。
2. 甲は、サービス条件に反するIDの利用が生じないよう、ID利用者による他者へのIDの開示または漏洩を防止する処置を図るなど、善良な管理者の注意義務を持ってIDを管理するものとし、第三者に対し、IDを譲渡、貸与、その他使用させてはならないものとします。

#### 第13条 (本サービスの開始)

甲が、乙に対して当月1日から15日までに入会金等を支払った場合は翌月初日をもってサービスの利用を開始するものとし、当月16日から当月末日までに入会費を支払った場合は翌々月初日をもってサービスの利用を開始するものとします。

#### 第14条 (禁止事項)

甲は本サービスの利用に際し、次の各号に該当する行為または該当すると乙が判断する行為をしてはならないものとします。

- (1) 乙に対して虚偽の事項を通知する行為。
- (2) 乙に対し、正当な事由もなく長時間に渡り問合せを行い、または同様の問合せを繰り返し行うなど、乙の業務に支障を来す行為。

- (3) 威嚇による嫌がらせ、恐喝または脅迫など、乙の業務に支障を生じるおそれのある行為。
- (4) 他人の著作権、商標権等の知的財産権、肖像権もしくは営業秘密もしくはプライバシーを侵害する行為、または他人の名誉や信用を毀損する行為。
- (5) 他人の生命、健康、財産等を侵害する行為。
- (6) 他人に有形、無形の不利益、損害等を与える行為。
- (7) 公序良俗に反する行為。
- (8) 犯罪行為、または犯罪行為に結びつき、もしくは犯罪を助長する行為。
- (9) コンピュータウイルス等有害なプログラムを使用または提供する行為。
- (10) 他人に成りすます行為または弊社の設備等に不正にアクセスしようとする行為。
- (11) 本サービスに用いられるセキュリティ技術を解読しようとする行為、または乙が別途提供するソフトウェア（以下、本ソフトウェアといいます）の解析、変更を試みる行為。
- (12) サーバリソースを継続的に占有するなどして乙の設備に過大な負荷を与えもしくは支障を及ぼす行為、またはそれらのおそれのある行為。
- (13) 第2条第1項、第2項または第3項に違反する行為。
- (14) 日本国もしくは利用者の居住する国・地域の法令等に違反する行為、または他の利用者もしくは乙に対する迷惑行為。
- (15) 前各号の行為を直接または間接に惹起し、または容易にする行為。
- (16) その他乙が不適切であると判断する行為。

#### 第15条 (本サービスの停止および終了)

1. 乙は、甲が前条各号のいずれかの禁止行為を行った場合、その他下記各号に該当する場合、甲に通知することなく直ちに本サービスの全部または一部の提供を停止または終了することができるものとします。
  - (1) 甲が過去にサービス条件に違反したもしくは本条の措置を受けたまたはその関係者である場合。
  - (2) サービス条件に違反した場合。
2. 乙は、以下各号のいずれかに該当する場合、甲に対して事前に通知することによって本サービスの全部または一部の提供を停止または終了することができるものとします。ただし、緊急やむをえない場合は、乙は事前通知を行わず本サービスを停止または終了することができるものとします。
  - (1) 本サービスの提供に必要な設備、機器、システム、ソフトウェア等に対して、乙または乙の委託先等の第三者のいずれが実施するかを問わず、メンテナンスまたは工事を実施する必要がある場合。
  - (2) 本サービスに用いられるハードウェアの滅失・毀損により、本サービスの停止が必要となった場合。
  - (3) その他乙がやむをえない事由が生じたと判断した場合。
3. 乙は、本条に基づき本サービスの提供を停止または終了した場合に甲が被った損害について何ら責任を負わないものとします。

#### 第16条 (本サービスの廃止または変更)

1. 乙は、甲の承諾を得ることなく、本サービスの全部または一部を廃止または変更する事ができるものとします。
2. 乙は、前項の規定により本サービスの廃止を行う場合には、甲に対し廃止する6ヶ月以上前までに乙の定める方法によりその旨を通知するものとします。

#### 第17条 (委託・提携)

1. 乙は、本サービスの提供に関する業務の全部または一部を甲の承諾なく第三者に対し委託することができるものとします。
2. 本サービスの一部は、乙の提携先である第三者から提供される場合があります。

## 第5章 一般条項

#### 第18条 (不保証)

1. 甲は、本サービスは、甲のコンピュータ、システム、その他の機器、利用環境等による影響を受け、また、通信設備、通信回線等に依拠することを認識し、本サービスに関連して、利用環境等、またはその他の原因を問わず、甲のコンピュータ、その他の機器またはシステム等（甲、乙および第三者が有する機器を含みます）に不具合および故障等の障害が発生した場合、および当該障害により本サービスが停止した場合でも、乙は責任を負わないものとします。
2. 甲は、乙が本サービスの完全性および有用性の保証、ならびに第三者の権利を侵害しないことの保証を含め、本サービスに関していかなる保証もしないことを承諾するものとします。

#### 第19条 (損害賠償責任)

1. 乙は、本サービスの提供にあたり、甲に生じた、事業または業務の中断および遅延並びに機会損失その他一切の損害および費用等については、その責任を負わないものとします。
2. 前項にもかかわらず、乙の責に帰すべきことが明らかな事由に基づき、乙が本サービスに関連して甲に発生した損害につき賠償責任を負う場合であっても、乙は、当該事由の直接的結果として現実に甲に発生した通常の範囲内の損害（特別損害、間接損害および逸失利益を除く）に限り、その賠償の責を負うものとします。この場合、乙が甲に支払う損害賠償額は、損害が発生した日（損害が継続的に発生した場合には損害の発生の理由がなくなった日）から遡って12ヶ月間に甲が損害の発生原因となった本サービスのために支払った料金等の合計額を限度とします。

#### 第20条 (不可抗力)

乙は、天災地変（地震、津波、洪水、台風、竜巻、および火災を含みます）、戦争・騒乱、テロ行為、ストライキ、行政行為、法令改正、または乙の支配の及ばない事由によって甲に生じた、事業または業務の中断および遅延並びに機会損失その他一切の損害および費用等については、その責任を負わないものとします。

#### 第21条 (法令規制等の遵守)

甲は、本契約に関して適用される一切の法令を遵守するものとします。

#### 第22条 (機密保持)

1. 甲は、本契約の履行に際し知り得た乙の業務上の機密（通信の機密を含みます）を第三者に漏洩しないものとします。
2. 甲は、裁判所の命令もしくは法令に基づく強制的な処分が行われた場合には、当該処分の定める範囲で前項の守秘義務を負わないものとします。
3. 前項までの定めにかかわらず、甲は、以下各号に該当する情報については、本条第1項の守秘義務を負わないものとします。
  - (1) 受領前に既に保有していた情報。
  - (2) 正当な開示権限を有する第三者から秘密保持義務を負わずに受領した情報。
  - (3) 受領時点で公知または公用である情報。
  - (4) 受領後に甲の責によらずに公知または公用となった情報。
  - (5) 甲が乙の機密を使用または参照することなく独自に発明または開発した情報。

#### 第23条 (反社会的勢力との関係排除等)

1. 甲は、甲、甲の役員（名称の如何を問わず、経営および事業に実質的に関与している者をいいます）もしくは業務従事者または本契約の媒介者が、次の各号の一つにも該当しないことを誓約します。
  - (1) 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業・団体、総会屋、社会運動・政治活動標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる反社会的勢力（以下、これらを総称して「反社会的勢力」といいます）であること。
  - (2) 反社会的勢力が出資、融資、取引その他の関係を通じて、甲の事業活動に支配的な影響力を有すること。
  - (3) 反社会的勢力が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること。
  - (4) 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的、または第三者に危害を加える目的をもってするなど、不当に反社会的勢力を利用していると認められる関係を有すること。
  - (5) 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与していると認められる関係を有すること。
  - (6) 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有すること。
2. 甲は、本契約の履行が反社会的勢力の運営に資することがないこと、またはその活動を助長するおそれがないことを誓約します。
3. 甲は、次の各号に該当する事項を行わないものとします。
  - (1) 反社会的勢力を利用し、または反社会的勢力に対して資金、便宜の提供もしくは出資等の関与をする等、反社会的勢力と関係を持つこと。
  - (2) 甲が自らまたは業務従事者もしくは第三者を利用して以下の行為を行うこと。
    - ① 詐術、暴力的行為または脅迫的言辞を用いるなどすること。
    - ② 自らが反社会的勢力である旨を伝え、または関係団体もしくは関係者が反社会的勢力である旨を伝えるなどすること。
    - ③ 乙の名誉や信用等を毀損し、または毀損するおそれのある行為をすること。
    - ④ 乙の業務を妨害し、または妨害するおそれのある行為をすること。

#### 第24条 (サービス利用条件の変更)

乙は、甲の承諾なく、サービス利用条件を変更することがあります。この場合、事前に相当の期間において、本 Web サイト上に掲載

します。なお、甲がサービス利用条件の変更にご同意されない場合、本サービスの利用を停止の上、本サービス契約を終了してください。甲がサービス利用条件変更後に本サービスを利用した場合は、変更後のサービス利用条件に同意したものとみなし、乙は、当該変更後のサービス利用条件に基づいて、本サービスを提供します。

**第25条 (権利義務の譲渡禁止)**

甲は、本契約により生ずる権利または義務の全部または一部を第三者に譲渡してはならないものとします。ただし、乙の書面による事前の承諾を得た場合はこの限りではありません。

**第26条 (準拠法)**

本契約の成立、効力、解釈および権利の得喪についての準拠法は、日本国法とします。

**第27条 (管轄裁判所)**

本契約に関連して紛争が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

**第28条 (協議)**

甲および乙は、本契約に定めのない事項または解釈上の疑義については必要に応じ協議して定めるものとします。

以上

2017年12月 制定・施行